

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	105	106	104	102	101	98	103	101	105	100	
総収支比率(法適用) (%)	109	108	111	107	103	101	105	104	108	106	
経常収支比率(法適用) (%)	109	109	111	107	104	102	106	104	109	106	
営業収支比率(法適用) (%)	137	137	135	129	124	118	117	114	116	114	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	2	1	2	3	1	0	1	1	2	2
	うち基準内繰入金 (%)	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	うち基準外繰入金 (%)	2	1	1	3	1	0	1	1	2	1
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分 (%)	10	7	15	33	6	1	4	13	19	12
	うち基準内繰入金 (%)	8	6	12	22	5	1	2	4	4	4
	うち基準外繰入金 (%)	1	1	3	11	2	0	2	8	15	8
うち赤字補てん的なもの (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m³)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)※2 給水原価(円/m³)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>現在の料金設定は総括原価によって行っている。 水需要に関しては、節水意識の高まりから個人・企業共に今後大きな伸びは期待できず、更に平成17年の国勢調査を基に「国立社会保障・人口問題研究所」が出した人口推移率で本市の状況を見ると人口の減少は否めず、結果として料金収入は減少の一途をたどるものと思われる。</p> <p>しかし、合併に伴う施設の整備等を行う必要があることから、地域住民に負担を掛けたくないよう企業努力を行いながら、水道料金の改定も視野に入れて施策を進めていく予定である。なお、現時点の予定としては、平成20年度に同一市内において二地区に分かれている水道料金体系を統合し、それ以降は一般的な改定周期(3年～5年)に沿って料金改定を行っていく予定である。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>現在他会計負担金としては、基準内として消火栓等に要する経費(実費全額負担)、水源開発補助出資金(償還元利負担全額)、簡易水道事業補助金(高料金対策費基準分・償還元利金の1/2)、が挙げられる。</p> <p>これに対して基準外としては、簡易水道補助金として一般会計から基準内として繰入れられる高料金対策の基準以外を収入不足分として全額補助を受けており、企業債の償還元利の残り1/2も繰入をしている。これは、簡易水道を設置した理由が、旧自治体における「町民皆水道」制を掲げた一般会計での政策であるため、また本来簡易水道は一般会計にて管理すべきものとの判断から、このように繰入を行っている。</p> <p>また、共用施設企業債償還元利負担金については、水道庁舎建設当時に工業用水道事業は企業債の借入ができなかった為、一定の負担金(当時の水道事業、工業用水道事業の職員数で按分)を水道事業会計へ繰入れるようにした。</p> <p>職員の退職金に関しては、その職員が水道企業職員として勤務した月数と一般職員として勤務した月数を按分して退職する際の負担額を決定している。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模投資については、水道事業における総合計画を策定しており、実施計画として平成19年度～平成29年度までに浄水施設・送配水施設の整備等を予定している。財源としては企業債償還ピーク時との差額分及び水道料金の改定等を検討しているが、「施設の充実」と「水道料金」のバランスを見ながら地域住民にとってより良い施策を進めていく予定である。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)	実績合計
【収入の確保】													
	料金改定率	山陽地区 (19.56%)											
	改善額 (料金の適正化) ※1	86	86	88	84	80	424	79	74	55	54	50	312
	未収金の徴収対策												
	改善額		2	1	1	1	5	1	1	1	1	1	5
	一般会計負担金の額												
	改善額 (負担金の確保等)												0
	資産の有効活用												
	改善額 (収入増額)												0
	その他 ()												
	改善額												0
【経費の削減】													
職員給与費の適正化													
②	職員給与費 (退職手当以外)												
	改善額				20	41	61	43	55	45	65	65	273
	給与水準												
	改善額												0
	その他 ()												
	改善額												0
	職員給与費 (退職手当)												
	正規職員数 (人)	58	58	58	56	56		56	53	54	52	50	
	増減数 (人)		0	0	-2	0	-2	0	-3	1	-2	-2	-6
	嘱託職員数 (人)	5	6	6	8	9		9	10	9	5	5	
	増減数 (人)		1	0	2	1	4	0	1	-1	-4	0	-4
	維持管理費等												
	改善額 (適正化)												
	工事コスト※2												
	改善額 (縮減額)												
	その他 ()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	6,926	6,735	6,378	5,917	5,557		5,122	4,791	4,542	4,302	4,107	
	増減		-191	-357	-461	-360		-435	-331	-249	-240	-195	
	計画前5年間改善額 合計						490						590
													(参考) 補償金免除額 128

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額 (料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減 (建設改良費の抑制は除く。) を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上 (重複計上等) がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算)	平成21年度 (計画第3年度) (決算)	平成22年度 (計画第4年度) (決算)	平成23年度 (計画第5年度) (決算)
給水人口 (千人)	68	68	68	67	67	67	66	66	66	65
年間総有収水量 (千m ³)	9,745	9,262	9,499	8,954	8,702	8,514	8,277	8,023	7,995	7,955
公称施設能力 (m ³ /日)	48,200	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230	48,230
1日最大配水量 (m ³ /日)	38,985	38,443	39,543	35,036	35,629	33,717	34,647	31,510	33,922	36,439
最大稼働率 (%)	81	80	82	73	74	70	72	65	70	76
供給単価 (円/m ³)	172	175	175	176	176	176	176	174	173	174
給水原価 (円/m ³)	164	165	168	172	174	180	170	172	165	173

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道に関しては、本来一般会計において管理するものである為、施設整備や維持管理等を行う上での資金面について一般会計と協議を行う必要があり、双方合意に達することができれば、水道への統合は可能である。しかし、一般会計には現在のところ余力が無く、協議を開始したとしても市の財政状況が好転しない限り実際の作業に入ることは困難な状況にある。その為、統合計画については現在のところ未定であるが、できるだけ早い時期に統合ができるよう一般会計とは協議を行っていく予定である。